

## 町長から緊急事態宣言に伴う感染拡大防止のための緊急メッセージ

新型コロナウイルスの急激な感染者急増に伴い、**8月20日から静岡県が「緊急事態措置」の対象区域**となりました。

ワクチン接種が進む当町であっても、「デルタ株」の強い感染力を踏まえ、町内での感染拡大を防ぐためには、**人流の抑制と人と人との接触機会を減らすことが重要**です。

町では、町内での感染者急増を防ぐため、以下の取り組みを推進していきます。

取り組みの内容としては、これまで町民の皆様をお願いしてきた対応も含まれていますが、「緊急事態宣言」を機に、改めてウイルスに感染しないための対策を徹底していただき、全国的に広がるこの難局を乗り越えていきましょう。

- ・ **不要不急の外出を自粛**してください。  
(病院等への通院、食料品等の生活必需品の買い出し、職場への出勤など生活・健康維持のために必要なものを除きます。)
- ・ **すべての都道府県との不要不急の移動・往来を自粛**してください。
- ・ 3密(密閉・密集・密接)の条件が揃う場面で感染が拡大しています。  
**たとえ「1密」であっても回避した行動を心がけてください。**
- ・ 県の要請により、**酒類・カラオケ設備を提供する飲食店に対しては期間中の休業要請、その他の飲食店に対しては午後8時までに営業時間が短縮**されます。
- ・ 町内の**公共施設の一部利用制限**を行います。
- ・ 保育園、幼稚園、学校は休校(園)とせず、子供たちに対する基本的な感染防止対策を更に徹底し、安全な学校教育活動の推進に努めます。
- ・ **ワクチン接種済みでも感染防止対策が必要であることの注意喚起**と合わせて、**未接種者に対する接種機会の確保**に努めていきます。
- ・ 新型コロナウイルスに感染された方やその治療に懸命に対応されている医療従事者の方々、やむを得ず県外から訪れた方などを対象にした心ない誹謗中傷や差別的な対応の根絶に向けた取り組みを継続していきます。

令和3年8月20日

川根本町長 鈴木 敏夫

担当：川根本町役場 総務課

自治防災室 連絡先 0547-56-2220